

取る等の措置を講じること。そのために必要な器具については、一定の場所に保管していること。

- ・ 取扱いに係る作業要領を策定し、管理責任者を選出すること。
- ・ 排ガス、廃液等については、関係法令に従って、適切に廃棄すること。

【環境汚染を防止するための措置等に関する表示について考慮すべきと考えられる主な要素】

- ・ 第一種特定化学物質が使用されていること及び当該物質の名称
- ・ 製品中の成分及び第一種特定化学物質の含有量
- ・ 使用上の注意
- ・ 不慮の事故等により、第一種特定化学物質が漏出した場合等の措置

※ なお、製造事業者等により、既に表示がなされている場合は、特に必要と認められない限りにおいて、販売業者等が表示を行う必要はないと考えられる。

2-4. 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入の禁止について

12物質については、第一種特定化学物質の指定に伴って、以降、製造、輸入及び使用が制限されることとなる。また、第一種特定化学物質が使用されている製品で、国内に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある製品については、過去の製造・輸入の状況や海外における使用の状況等を考慮して、政令で指定して、輸入を禁止する措置をとることとされている(改正化審法第13条)。

そこで、国内におけるこれまでの第一種特定化学物質の使用状況及び第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入の状況、及び、海外における第一種特定化学物質の使用の状況を調査した。前者については、先述の実態調査を活用し、後者については、世界各国の在外公館宛に公電を送付し、調査を依頼した。その他、統計報告調整法に基づく承認統計として、原則3年に1度、化学物質管理対策の推進のために実施している製造・輸入量調査の結果を活用した。

これらの調査の結果、過去10年に、国内において輸入若しくは生産されていた、又は、海外において生産されていた第一種特定化学物質が使用された製品のうち、今後、輸入されるおそれが否定できず、かつ、製品の使用から廃棄に至る過程で環境を汚染する可能性が否定できない製品は、12物質のうち、PFOS又はその塩、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルの3物質において、合計11製品が該当すると考えられた(表2-9、2-10)。これらの製品については、第一種特定化学物質が含まれている場合に輸入を禁止する必要がある。なお、輸入通関時のチェックの容易性についても考慮し、原則、HSコードで同一の類に属するものを製品の指定単位とした。

詳細については、以下のとおりである。

PFOS又はその塩については、国内外の製造実績、輸入実績は表2-6のとおりであり、表中の品目(1)~(14)については、過去10年以内に、当該物質使用製品を輸入していたこと又は海外で製造されていたことが実績等により認められるか、あるいは日本国内で当該物質使用製品を製造していた実績があるため、今後国内に輸入される可能性がある。このうち、品目(1)~(3)については、2-2で示された「代替が困難なため例外的に第一種特定化学物質の使用を認めた用途」に関する製品であり、国内での製造・使用が認められるものであることから、内外無差別の観点から、当該製品の輸入についても同様に認められることとなる。品目(12)については、海外における今後の製造の見込み、国内における使用の形態、環境汚染の可能性等の実態が不明であるため、現時点で、輸入禁止製品として指定すべきかどうかは判断できない。品目(13)については、化審法の「化学物質」に該当する。品目(15)~(21)については、ストックホルム条約で例外使用が認められた製品であるが、国内外の製造実績及び国内への輸入実績の詳細が不明である。一方、品目(4)~(11)と(14)については、輸入を制限しない場合には、使用の形態から直接、環境を汚染するおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

テトラブロモジフェニルエーテルについては、国内外の製造実績、輸入実績は表2-7のとおりであり、表中の品目については、過去10年以内に、海外で製造されていたことが実績等により認められるため、今後国内に輸入される可能性がある。このうち、「ポリウレタンフォーム」については、海外における今後の製造の見込み、国内における使用の形態、環境汚染の可能性等の実態が不明であるため、現時点で、輸入禁止製品として指定すべきかどうかは判断できない。一方、「接着剤」と「塗料」については、輸入を制限しない場合には、使用の形態から直接、環境を汚染するおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

ペンタブロモジフェニルエーテルについては、国内外の製造実績、輸入実績は表2-8のとおりであり、表中の品目については、過去10年以内に、海外で製造されていたことが実績等により認められるため、今後国内に輸入される可能性がある。このうち、「ポリウレタンフォーム」については、海外における今後の製造の見込み、国内における使用の形態、環境汚染の可能性等の実態が不明であるため、現時点で、輸入禁止製品として指定すべきかどうかは判断できない。一方、「接着剤」と「塗料」については、輸入を制限しない場合には、使用の形態から直接、環境を汚染するおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

以上をまとめると、表2-9、表2-10に掲げる製品については、第一種特定化学物質が含まれている場合に輸入を禁止する必要がある。輸入を禁止する際には、貿易の

技術的障害(TBT: Technical Barriers to Trade)に関する協定(TBT協定)の履行にも留意する必要がある。

なお、ストックホルム条約の締約国会合で認められたPFOSの用途のうち、皮革・衣料品、繊維・室内装飾材、紙・包装材、コーティング材・コーティング用添加剤、ゴム・プラスチック等は、添加・含有の有無を把握すべき対象としての製品の括りが大き過ぎることと、当該申し出を行った当事国でさえもその詳細を把握できていないこと、また、わが国の現状に照らすとこれらの製品にPFOS又はその塩等が広く使用されているとは考えられず、製品がより具体的に特定されないと事業者に過度な負担を強いるおそれがあることから、現時点で、規制対象製品として一律に指定することは適切ではないと考えられる。加えて、今後、国内に輸入される可能性がある事務機器用のゴム・プラスチック部品、ポリウレタンフォーム、ABS樹脂(ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘptaブロモジフェニルエーテルを使用しているABS樹脂は、輸入実績は不明だが過去10年間における国内外の製造実績がある)等については、海外における今後の製造の見込み、国内における使用の形態、環境汚染の可能性等の実態が不明であるため、現時点で、輸入を禁止するべきか判断できないと考えられる。しかしながら、これらの製品については、国が早急に製品のより具体的な特定や使用等の実態、環境汚染の可能性等について調査し、仮に、それらの特定された製品によって環境汚染が生じるおそれが認められれば、追加して指定することによって対応する必要がある。

表2-6. PFOS又はその塩を使用している製品の製造・輸入実績等について

PFOS 又はその塩を 使用している製品		製造実績		輸入 実績	備考
		国内	海外		
(1)	半導体用のレジスト	実績 あり	詳細 不明	あり	使用を認める用途に 指定 (2-2参照)
(2)	業務用写真フィルム			詳細 不明	
(3)	金属用又は半導体(高周波に用いる化合物 半導体を除く。)用のエッチング剤		あり	あり	基準①及び基準② を満足
(4)	泡消火薬剤、消火器用消火薬剤(業務用の ものに限る。)及び業務用消火器				
(5)	半導体用の反射防止剤		詳細 不明	あり	
(6)	金属用又は半導体用のエッチング剤(第3条 の3に掲げる製品を除く。)				
(7)	工業用のメッキ処理剤		又は 一部 実績 あり	詳細 不明	
(8)	工業用の研磨剤				
(9)	紡糸用の処理剤		基準①のみ満足 基準②は詳細不明		
(10)	防虫剤(ありの防除用のものに限る。)				
(11)	印画紙		化審法上、化学物質		
(12)	事務機器用のゴム・プラスチック部品				
(13)	半導体用光酸発生剤		あり	あり	
(14)	航空機用の作動油				
(15)	化学由来の石油採掘剤	実績 なし	詳細 不明	詳細 不明	
(16)	カーペット				
(17)	皮革・衣料品				
(18)	繊維・室内装飾材				
(19)	紙・包装材				
(20)	コーティング材・コーティング用添加剤				
(21)	ゴム・プラスチック				

(参考)【輸入禁止製品の政令指定の考え方】

第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、次の①及び②の基準に該当するものについては、政令指定し、輸入の制限をすることが適当であると考えられる。

基準①: 次の要件のいずれかを満たし、国内に輸入されるおそれがあること。

(ア) 第一種特定化学物質が使用されている製品を過去10年以内に輸入していたことが実績又は公電、公文書、海外規格若しくはこれらに準ずる性格を有する情報(以下、「実績等」という。)により認められるとき。

(イ) 第一種特定化学物質が使用されている製品が過去10年以内に海外において生産されていた

ことが実績等により認められるとき。

(ウ) 第一種特定化学物質が当該製品に使用されていることが一般的であって、過去10年以内に日本国内で第一種特定化学物質が使用された当該製品の生産の実績があるとき。

(エ) ただし、(ア)、(イ)、(ウ)の要件に合致するものであっても、下記の要件のいずれかに該当する場合は、掲名の対象から除外するものとする。

(a) 関連製品等との競合による制約により、今後、輸入されるおそれのないもの。

(b) 技術的進歩等により、今後、海外において生産されるおそれ可能性のないもの。

(c) 国内規格、商慣行等の理由で、今後、日本に輸入されるおそれのないもの。

基準②: 次の要件のいずれかを満たさないため、輸入を制限しない場合には、環境汚染のおそれがあると考えられること。

(ア) 当該製品の使用が、環境へ直接放出される形態をとるものではないこと。

(イ) 使用から廃棄に至る間の管理体制が確立されていること。

(ウ) 廃棄が適切に行いよう制度的に担保されていること。

表2-7. テトラプロモジフェニルエーテルを使用している製品の製造・輸入実績等について

テトラプロモジフェニルエーテル を使用している製品	製造実績		輸入 実績	備考
	国内	海外		
接着剤	実績 なし	実績 あり	詳細 不明	基準①及び基準② を満足 基準①のみ満足 基準②は詳細不明
塗料				
ポリウレタンフォーム(成型品)				

(参考) 輸入禁止製品の政令指定の考え方は表2-6と同様。

表2-8. ペンタプロモジフェニルエーテルを使用している製品の製造・輸入実績等について

ペンタプロモジフェニルエーテル を使用している製品	製造実績		輸入 実績	備考
	国内	海外		
接着剤	実績 なし	実績 あり	あり	基準①及び基準② を満足 基準①のみ満足 基準②は詳細不明
塗料			詳細 不明	
ポリウレタンフォーム(成型品)				

(参考) 輸入禁止製品の政令指定の考え方は表2-6と同様。

表2-9. PFOS又はその塩を使用している場合は輸入を禁止すべき製品

製品*	HSコード
航空機用の作動油	2710、2901、3403
紡糸用の処理剤	3809
金属用又は半導体(高周波に用いる化合物半導体を除く。)用のエッチング剤	3707
工業用のメッキ処理剤	3402
半導体の製造に使用する反射防止剤	3208
工業用の研磨剤	2917
泡消火薬剤、消火器用消火薬剤(業務用のものに限る。)及び業務用消火器	3813
防虫剤(ありの防除用のものに限る。)	3808
印画紙	3703

※:製品についての表現の仕方については今後、変更がありうる。

表2-10. テトラプロモジフェニルエーテル又はペンタプロモジフェニルエーテルを使用している場合は輸入を禁止すべき製品

製品*	HSコード
塗料	3208、3209、3210
接着剤	3506

※:製品についての表現の仕方については今後、変更がありうる。

2-5. その他の必要な措置について

第一種特定化学物質及びそれが使用される製品の指定にあたっては、環境汚染の進行を防止するために特に必要があると認められる時は、必要な限度において、その製造事業者や輸入事業者に対し、当該物質等の回収等の措置を命ずることができる(改正化審法第22条)。また、製造・輸入・使用の制限に関し必要な勧告をすることができる(改正化審法第29条)。

現状において、12物質のうち、国内で製造・輸入・使用の実態があるのは、PFOS又はその塩とPFOSFのみであり、現在のところ、2-2で第一種特定化学物質として指定した後も使用を認めることとする3用途以外については、代替物質への転換が済んでいるか、又は転換に向けた取り組みが進められているところである。また、2-2(2)のように、現状において、PFOS又はその塩の環境汚染による人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがあるとはいえない。加えて、PFOS以外の11物質については、過去の使用がある場合、その使用により現在、回収を要すると考えられる程の環境汚染が生じているとの状況は認められない。したがって、現時点では、製品の回収等を命

令する必要性は認められず、製造・輸入・使用の制限に関し、勧告を行う必要性も認められないと考えられる。ただし、代替物質があること等により、不要となった在庫のPFO S又はその塩やそれらを使用している製品については、廃棄等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

3. 今後の進め方について

今後、関係政令案について、パブリックコメントやTBT通報を実施した上で、公布を経て、改正化審法の施行後、速やかに12物質を第一種特定化学物質に指定するとともに、2. で検討した必要な措置を講じるべきである。なお、パブリックコメントやTBT通報等において、新たな実態、妥当な事例が追加的に判明した場合、2. に掲げる必要な措置の対象に追加することも検討する必要がある。

【参考】今後の予定（※不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

平成21年 8月	政令改正案に関するパブリックコメント
平成21年 8月	TBT通報
平成21年10月	改正政令の公布
平成22年 4月	改正政令の施行

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第二種特定化学物質の表示義務及び技術上の指針の対象となる製品の指定について

(答申)

1. 検討の背景

今年5月に改正された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「改正化審法」という。)においては、第二種特定化学物質が使用された製品について、以下2点の改正が行われた。

- ①従来、第二種特定化学物質について環境汚染を防止するための技術上の指針の公表を行うこととしていたところ、今後は、政令で指定された第二種特定化学物質が使用されている製品についても、技術上の指針の公表を行うこととした(改正化審法27条)。
- ②従来、政令で指定された製品で第二種特定化学物質が使用された製品については第二種特定化学物質の取扱事業者に表示の義務がかかっていたところ、今後は、第二種特定化学物質が使用されている製品の取扱事業者にも表示の義務をかけることとした(改正化審法28条)。

このため、第二種特定化学物質が使用されている製品に関して、技術上の指針を公表し、表示の義務をかける製品を政令で指定することについて審議を行い、その結果をとりまとめた。

※製品を指定することについては、審議会の付議事項となっている(改正化審法第41条)。

2. 第二種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針の公表等を行う製品の指定について(改正化審法第27条)

改正化審法に基づき、平成22年4月を目途に、同法施行令を改正し、環境汚染を防止する観点から、下表に掲げる製品について、第二種特定化学物質が使用されている場合は、技術上の指針を公表し、取扱事業者に表示義務を課すことが適当であると考えられる。

第二種特定化学物質	製品
トリクロロエチレン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 接着剤(動植物系のものを除く。) 2. 塗料(水系塗料を除く。) 3. 金属加工油 4. 洗浄剤
テトラクロロエチレン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加硫剤 2. 接着剤(動植物系のものを除く。) 3. 塗料(水系塗料を除く。) 4. 洗浄剤 5. 繊維製品用仕上加工剤
トリブチルスズ化合物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防腐剤及びかび防止剤 2. 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)

**第二種特定化学物質が使用されている場合に
技術上の指針の公表等を行う製品の指定について**

平成21年7月23日(木)

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

1. 検討の背景

今年5月に改正された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「改正化審法」という。)においては、第二種特定化学物質が使用された製品について、以下2点の改正が行われた。

- ①従来、第二種特定化学物質について環境汚染を防止するための技術上の指針の公表を行うこととしていたところ、今後は、政令で指定された第二種特定化学物質が使用されている製品についても、技術上の指針の公表を行うこととした(改正化審法27条)。
- ②従来、政令で指定された製品で第二種特定化学物質が使用された製品については第二種特定化学物質の取扱事業者に表示の義務がかかっていたところ、今後は、第二種特定化学物質が使用されている製品の取扱事業者にも表示の義務をかけることとした(改正化審法28条)。

そのため、第二種特定化学物質が使用されている製品に関して、技術上の指針を公表し、表示の義務をかける製品を政令で指定することについて、検討を行う必要がある。

※製品を指定することについては、審議会の付議事項となっている(改正化審法第41条)。

2. 現状

第二種特定化学物質については、以下の技術上の指針を公表している。

- ・トリクロロエチレン又はクリーニング営業以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針
- ・クリーニング営業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針
- ・四塩化炭素の環境汚染防止措置に関する技術上の指針
- ・トリフェニルスズ=N・N-ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ=フルオリド、トリフェニルスズ=アセタート、トリフェニルスズ=クロリド、トリフェニルスズ=ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が9, 10又は11のものに限る。)又はトリフェニルスズ=クロロアセタートの環境汚染防止措置に関する技術上の指針
- ・トリブチルスズ=メタクリラート、ビス(トリブチルスズ)=フマラート、トリブチルスズ=フルオリド、ビス(トリブチルスズ)=2, 3-ジブロモスクシナート、トリブチルスズ=アセタート、トリブチルスズ=ラウラート、ビス(トリブチルスズ)=フタラート、アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート共重合物(アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。)、トリブチルスズ=スルファマート、ビス(トリブチルスズ)=マレアート、トリブチルスズ=クロリド、ト

トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズ＝ナフテナート)又はトリブチルスズ＝1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1, 4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシレート及びこの類縁化合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)の環境汚染防止措置に関する技術上の指針」

他方で、第二種特定化学物質が使用されている場合にその容器等に表示をしなければならない製品は、次表のとおり、政令で指定されている。

表3-1. 第二種特定化学物質が使用されている場合に表示の義務がある製品

第二種特定化学物質	製品
トリクロロエチレン	1. 接着剤(動植物系のものを除く。) 2. 塗料(水系塗料を除く。) 3. 金属加工油 4. 洗浄剤
テトラクロロエチレン	1. 加硫剤 2. 接着剤(動植物系のものを除く。) 3. 塗料(水系塗料を除く。) 4. 洗浄剤 5. 繊維製品用仕上加工剤
トリブチルスズ化合物	1. 防腐剤及びかび防止剤 2. 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)

第二種特定化学物質及び使用製品の取扱事業者に対してヒアリング等による調査を行った結果、製品の流通・使用状況については特段の変化がみられなかった。また、第二種特定化学物質の管理の状況も特段の変化はなく、新たに表示等の対象とする製品を指定する必要はないと考えられる。

3. 第二種特定化学物質が使用されている場合に技術上の指針の公表等を行う製品の指定について

現状を考慮すると、表3-1に掲げる製品については、引き続き、表示の義務をかけ、その取扱事業者にも表示義務の遵守を求めるべきであると考えられる。また、表示すべき製品については、取扱上の技術基準を公表することとし、表3-1に掲げる製品を指定すべきである。その際、第二種特定化学物質について公表されている技術上の指針を参考とすることが妥当であると考えられる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令
の一部を改正する政令の概要

1. 改正の趣旨

国内外の化学物質管理を巡る変化に対応するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）が平成21年5月に公布された。また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第4回締約国会議（平成21年5月）において、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）等の12物質を新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定された。

このような動向を踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）について、上記12物質を第一種特定化学物質に追加する等、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

① 製造・輸入を原則禁止する第一種特定化学物質の指定（令第1条）

第一種特定化学物質として、新たにPFOS又はその塩等の12物質を追加指定する。

② 第一種特定化学物質を使用した輸入制限製品の指定（令第3条）

輸入を禁止する製品として、今次追加する第一種特定化学物質（該当はPFOS又はその塩等の3物質のみ）が使用されている14製品を、追加指定する。

③ 第一種特定化学物質を使用できる用途（令第3条の2）

代替が困難であり、人の健康や動植物の生育等に被害を生ずるおそれがないことから、例外的に第一種特定化学物質の使用を認める用途として、PFOS又はその塩を使用する3用途を指定する。

④ 基準適合義務及び表示義務が課せられる製品の指定（令第3条の3、附則第3項）

第一種特定化学物質の例外的な使用による環境汚染を防止するために、基準適合義務及び表示義務が課せられる製品として、③においてPFOS又はその塩の使用を認めた3製品を指定する。加えて、附則第3項において、過去にPFOS又はその塩を使用した製品で現在も大量に備置されており、直ちに代替することが困難な1製品を指定する。

⑤ 第二種特定化学物質を使用した技術上の指針を公表する製品の指定（令第5条）

現行法において、第二種特定化学物質が使用されている製品の容器等に表示義務を課しているが、今回の法改正により、第二種特定化学物質が使用されている製品の取扱いに係る技術上の指針を主務大臣が公表することになった。これを受けて、技術上の指針を公表する第二種特定化学物質が使用されている製品として、現在表示義務を課している11製品を指定する。

3. スケジュール

閣	議：平成21年10月27日（主請議は経済産業大臣）
公	布：平成21年10月30日
施	行：平成22年 4月 1日（上記の①、③及び⑤）
	平成22年 5月 1日（上記の②）
	平成22年10月 1日（上記の④）

(通商産業省組織令の一部改正)

4 通商産業省組織令(昭和二十七年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中第十号の次に次の一号を加える。

十の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の施行に関する事。

- 十三 ボタン
- 十四 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限り。）

（第二種特定化学物質が使用されている場合に容器等に表示をしなければならぬ製品）

第五条 法第二十八条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

第二種特定化学物質	製品
一 トリクロロエチレン	一 接着剤（動植物系のものを除く。） 二 塗料（水系塗料を除く。） 三 金属加工油 四 洗淨剤
二 テトラクロロエチレン	一 加硫剤 二 接着剤（動植物系のものを除く。） 三 塗料（水系塗料を除く。） 四 洗淨剤 五 繊維製品用仕上加工剤
三 トリブチルスズ化合物	一 防腐剤及びびかび防止剤 二 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止のものに限る。）

附 則

1・2 (略)

（環境庁組織令の一部改正）

3 環境庁組織令（昭和四十六年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。
第十条に次の一号を加える。

三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）による新規化学物質に係る試験の項目等の設定並びに措置命令及び勧告の要請に関すること。

<p>七 N・N'ジトリル パラフェニレンジ アミン、Nトリル N'キシリル パラフェニレンジ ミン又はN・N'ジ キシリル エニレンジアミン</p>	<p>三 漁網</p> <p>一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム</p>
<p>八 二・四・六トリ ターシャリーブチル フェノール</p>	<p>一 酸化防止剤その他の調製添加剤（潤滑油用又は燃料油用のものに限り。） 二 潤滑油</p>
<p>九 マイレックス</p> <p>十 二（二H）二・ 三 ベンゾトリアゾ ル（ニール）四・ 六 ジーターシャリ ブチルフェノール</p>	<p>木材用の防虫剤</p> <p>一 化粧板 二 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料及び印刷用インキ 四 ヘルメット 五 ラジエータグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。） 六 照明カバー 七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム 八 防臭剤 九 ワックス 十 サーフボード 十一 インキリボン 十二 印画紙</p>

内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

第一種特定化学物質	製品
一 ポリ塩化ビフェニル 二 ポリ塩化ナフタレン (塩素数が三以上のものに 限る。) 三 アルドリン及びD D T 四 デルドリン 五 クロルデン類 六 ビス(トリブチルス ズ)llオキシド	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ 一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) 一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) 三 羊毛(脂付き羊毛を除く。) 一 木材用の防腐剤及び防虫剤 二 木材用の接着剤 三 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。) 四 防腐木材及び防虫木材 五 防腐合板及び防虫合板 一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)及び印刷用インキ

二 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が三以上のものに限る。）

三 ヘキサクロロベンゼン

四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロ一エキソ一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名アルドリソ。第三条の表第三号において「アルドリソ」という。）

五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七一エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a一オクタヒドロ一エキソ一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名デルドリソ。第三条の表第四号において「デルドリソ」という。）

六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七一エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八a一オクタヒドロ一エンド一・四一エンド一五・八一ジメタノナフタレン（別名エンドリン）

七 一・一・一トリクロロ一・二・二ビス（四一クロロフェニル）エタン（別名DDT。第三条の表第三号において「DDT」という。）

八 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一・二・三・三a・四・七・七a一ヘキサヒドロ一四・七一メタノ一H一インデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七a一テトラヒドロ一四・七一メタノ一H一インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル。第三条の表第五号において「クロルデン類」という。）

九 ビス（トリブチルスズ）一〇オキシド

十 N・N'ジトリル一パラ一フェニレンジアミン、N一トリル一N'キシル一パラ一フェニレンジアミン又はN・N'ジキシル一パラ一フェニレンジアミン

十一 一・二・四・六一トリ一ターシャリ一ブチルフェノール

十二 ポリクロロ一・二・二ジメチル一三一メチリデンビシクロ「一・二・一」ヘプタン（別名トキサフェソ）

十三 ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・二・六〇・三・九〇・四・八〇」デカン（別名マイレックス。第三条の表第九号において「マイレックス」という。）

十四 一・二・二・二一トリクロロ一・一・一ビス（四一クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）

十五 ヘキサクロロブター一・三一ジエン

十六 一・二（二H一）・二・三一ベンゾトリアゾール一ニール一四・六一ジ一ターシャリ一ブチルフェノール

（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品（日本国

一 当該用途について他の物による代替が困難であること。

二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

(基準適合義務)

第十七条 (略)

2 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「第一種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者(以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。)は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

(技術上の指針の公表等)

第二十七条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの(以下「第二種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第二種特定化学物質等を取り扱う者(以下「第二種特定化学物質等取扱事業者」という。)がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を公表するものとする。

2 (略)

(表示等)

第二十八条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2・3 (略)

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号) (抄)

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一 ポリ塩化ビフェニル

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）（抄）
（定義等）

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質及び次に掲げる物を除く。）をいう。

一～三（略）

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ及びロに該当するものであること。

イ 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。

3～10（略）

（製品の輸入の制限）

第十三条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）を輸入してはならない。

2（略）

（使用の制限）

第十四条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）……………1
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百一十一号）（抄）……………2

三 業務用写真フィルム

四 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

とする。

(削る)

三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）による新規化学物質に係る試験の項目

等の設定並びに措置命令及び勧告の要請に関すること。

（通商産業省組織令の一部改正）

4 通商産業省組織令（昭和二十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中第十号の次に次の一号を加える。

十の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の施行に関すること。

PFOS又はその塩	一 エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。） 二 半導体用のレジスト 三 業務用写真フィルム
-----------	--

（技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品）

第五条 法第二十七条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

1.2 (略)

（技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置）

3 法第十七条第二項の政令で定める製品については、当分の間、第三条の三の表中「三 業務用写真フィルム」とあるのは、

（第二種特定化学物質が使用されている場合に容器等に表示をしなければならぬ製品）

第五条 法第二十八条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

1.2 (略)

（環境庁組織令の一部改正）

3 環境庁組織令（昭和四十六年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。
 第十条に次の一号を加える。

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)
 第三条の二 法第十四条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

第一種特定化学物質	用途
PFOS又はその塩	一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)の製造 二 半導体用のレジストの製造 三 業務用写真フィルムの製造

(新設)

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)
 第三条の三 法第十七条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品

(新設)

<p>十一 ペンタブ ロモジフェニ ルエーテル</p>	<p>十二 テトラブ ロモジフェニ ルエーテル</p>	<p>十一 P F O S 又はその塩</p>
<p>一 塗料 二 接着剤</p>	<p>一 塗料 二 接着剤</p>	<p>一 航空機用の作動油 二 糸を紡ぐために使用する油剤 三 金属の加工に使用するエッチング剤 四 半導体（無線機器が三メガヘルツ以 上の周波数の電波を送受信することを 可能とする化合物半導体を除く。）の 製造に使用するエッチング剤 五 メッキ用の表面処理剤又はその調製 添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 研磨剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消 火薬剤 九 防虫剤（しろあり又はありの防除に 用いられるものに限る。） 十 印画紙</p>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

二十四 ヘキサプロモビフェニル

二十五 テトラプロモ (フェノキシベンゼン) (別名テトラブ

ロモジフェニルエーテル。第三条の表第十二号において「テ
トラプロモジフェニルエーテル」という。)

二十六 ペンタプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ペンタブ

ロモジフェニルエーテル。第三条の表第十三号において「ペ
ンタプロモジフェニルエーテル」という。)

二十七 ヘキサプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブ

ロモジフェニルエーテル)

二十八 ヘプタプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブ
ロモジフェニルエーテル)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することが
できない製品)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄
に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げ
る製品 (日本国内において生産される同種の製品により代替す
ることが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが
特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)

第一種特定化学 物質	製 品
一〇十 (略)	(略)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することが
できない製品)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄
に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げ
る製品 (日本国内において生産される同種の製品により代替す
ることが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが
特に必要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)

第一種特定化学 物質	製 品
一〇十 (略)	(略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>十七 ペルフルオロ（オクタニールスルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩</p> <p>十八 ペルフルオロ（オクタニールスルホニル）フルオリド（別名PFOSF）</p> <p>十九 ペンタクロロベンゼン</p> <p>二十 r—・c—二・t—三・c—四・t—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ—ヘキサクロロシクロヘキサン）</p> <p>二十一 r—・t—二・c—三・t—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータ—ヘキサクロロシクロヘキサン）</p> <p>二十二 r—・c—二・t—三・c—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ—ヘキサクロロシクロヘキサン）</p> <p>二十三 デカクロロペンタシクロ〔五・三・〇・〇・〇・〇〕デカン—五—オン（別名クロルデコン）</p>	<p>（第一種特定化学物質）</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。</p> <p>一〇十六 （略）</p> <p>（新設）</p>

理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品を指定する等のほか、第一種特定化学物質としてPFOS又はその塩等を指定する等の必要があるからである。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二条第二項、第十三条第一項、第十四条、第十七条第二項及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の十二号を加える。

十七 ペルフルオロ（オクタン）——スルホン酸（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩

十八 ペルフルオロ（オクタン）——スルホニル）フルオリド（別名PFOSF）

十九 ペンタクロロベンゼン

二十 r—一・c—二・t—三・c—四・t—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名アルファ
—ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十一 r—一・t—二・c—三・t—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ベータ
—ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十二 r—一・c—二・t—三・c—四・c—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン（別名ガンマ
—ヘキサクロロシクロヘキサン）

二十三 デカクロロペンタシクロ〔五・三・〇・〇・〇・〇〕デカン—五—オン（別名クロルデコン）

二・六 三・九 四・八

二十四 ヘキサブロモビフェニル

二十五 テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十

二号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。）

二十六 ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル。第三条の表第十

三号において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。）

二十七 ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）

二十八 ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

第三条の表に次のように加える。

十一 P F O S 又はその	一 航空機用の作動油
塩	二 糸を紡ぐために使用する油剤
	三 金属の加工に使用するエッチング剤
	四 半導体（無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。）の製造に使用するエッチング剤
	五 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤
	六 半導体の製造に使用する反射防止剤
	七 研磨剤
	八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
	九 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）
	十 印画紙

十二	テトラブロモジフ エニルエーテル	一 塗料 二 接着剤
十三	ペンタブロモジフ エニルエーテル	一 塗料 二 接着剤

第三条の次に次の二条を加える。

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)

第三条の二 法第十四条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

第一種特定化学物質	用途
P F O S 又はその塩	一 エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造 二 半導体用のレジストの製造

三 業務用写真フィルムの製造

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)

第三条の二 法第十七条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品
PFOS又はその塩	<p>一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。)</p> <p>二 半導体用のレジスト</p> <p>三 業務用写真フィルム</p>

第五条の見出しを「(技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品)」に改め、同条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

附則第三項を次のように改める。

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置)

3 法第十七条第二項の政令で定める製品については、当分の間、第三条の三の表中「三 業務用写真フィルム」とあるのは、

「三 業務用写真フィルム

とあるのは、

とする。

四 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」

附則第四項を削る。

附 則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日

二 第三条の次に二条を加える改正規定(第三条の三に係る部分に限る。)、附則第三項の改正規定及び

附則第四項を削る改正規定 平成二十二年十月一日

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 第一種特定化学物質として、ペルフルオロ（オクタン——スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩等を追加指定すること。
（第一条関係）

第二 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、PFOS又はその塩等について、航空機用の作動油等を追加指定すること。
（第三条関係）

第三 第一種特定化学物質を使用することができる用途として、PFOS又はその塩について、圧電フィルタ等の製造に使用すること。
（第三条の二関係）

第四 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、PFOS又はその塩について、圧電フィルタ等の製造に使用するエッチング剤等を指定し、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を追加すること。
（第三条の三及び附則第三項関係）

第五 技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品として、トリクロロエチレン等について、接着剤（動植物系のものを除く。）等を指定すること。
（第五条関係）

第六 この政令の施行期日について定めること。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等
の一部を改正する政令の概要

1. 改正の趣旨

国内外の化学物質管理を巡る変化に対応するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号。以下「改正法」という。）が平成21年5月に公布された。

改正法では、すべての「一般化学物質」について、政令で定める一定数量以上製造・輸入された化学物質について、製造・輸入量の届出を求めることとした。また、届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」として指定し、同じく政令で定める一定数量以上製造・輸入された化学物質について、製造・輸入数量の届出を求めることとした。

これを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「令」という。）を始めとした関係政令について、改正法に基づき届出がなされる一般化学物質、優先評価化学物質の届出閾値を定めるなど、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) 一般化学物質に係る届出閾値の指定（令第5条）

一般化学物質について届出を求める閾値を1トン以上とする。

(2) 優先評価化学物質に係る届出閾値の指定（令第6条）

優先評価化学物質について届出を求める閾値を1トン以上とする。

3. スケジュール

閣 議：平成21年10月27日（主請議は経済産業大臣）
公 布：平成21年10月30日
施 行 期 日：平成23年 4月 1日

造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四十一条、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 (略)

○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（化学物質審議会）

第九十七条 化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四十一条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 (略)

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（抄）
（製造数量等の届出）

第八条 一般化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、一般化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一（略）

二 一の一般化学物質につき、その者に係る当該一般化学物質の製造数量又は輸入数量（当該一般化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量）が政令で定める数量に満たないとき。

三（略）

2（略）

（製造数量等の届出）

第九条 優先評価化学物質（第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質として指定されているものを除く。以下この条、第十二条及び第四十一条において同じ。）を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前年度の優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一（略）

二 一の優先評価化学物質につき、その者に係る当該優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量（当該優先評価化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量）が政令で定める数量に満たないとき。

2（略）

○ 中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）（抄）

（所掌事務）

第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号) (抄) 1

○中央環境審議会令(平成五年政令第二百七十一号) (抄) 1

○経済産業省組織令(平成十二年政令第百五十四号) (抄) 2

改正案	現行
<p>（化学物質審議会）</p> <p>第九十七条 化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（化学物質審議会）</p> <p>第九十七条 化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）<u>第四十一条</u>及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>